第1回「釧路川流域委員会」での意見に対する検討方針

# 各委員の意見等の検討方針(案)

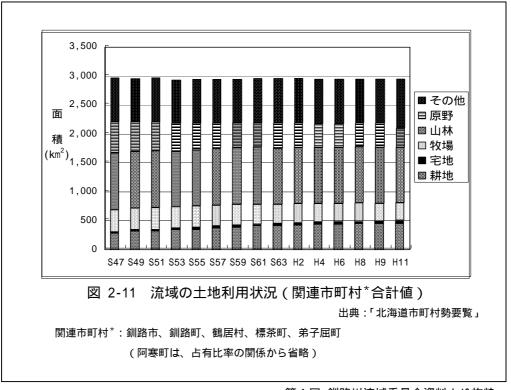
区分	各委員の意見等	検討方針(案)
流域及び河川の概要に	<ul> <li>資料 - 2 - 8 の土地利用状況で、「原野」の部分が減少してきており、湿原は原野に入るのか、それとも、「その他」の部分が増加しているのでその他の区分に入るのか。</li> </ul>	統計値の出所(各市町村)に依存している。但には近日ではでは、ではではではできます。    はいているのがではないでは、では、では、では、では、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の
について	<ul> <li>配斜路湖は道の管理で、塘路湖や湿原内の湖沼は国が管理しているということであるが、釧路川水系の中で小さい河川を含めてどこが、どのように管理しているのかをわかるようにして欲しい。</li> <li>河川管理の実態はなかなか見えにくく、管理の区分や管理の態様によっても異なっており、情報としてもなかなか明解な形で示すことが難しい部分だとは思うが、地域の人に分かりやすいような形での情報の整理をして欲しい。</li> </ul>	る。 ● 管理区分図を作成する。(P5、 -6 参照)
釧路川下流域の倉	<ul> <li>ふかいと、</li> <li>がの下いどの見がの悪いのとののでは、</li> <li>の下いとののでが、くずで、</li> <li>ののでは、</li> <li>ののでは、</li> <li>ののでは、</li> <li>ののでが、</li> <li>ののでは、</li> <li>ののでは、</li> <li>ののでは、</li> <li>のののののでは、</li> <li>ののののののでは、</li> <li>のののののののでは、</li> <li>ののののののののでは、</li> <li>ののののののののでは、</li> <li>ののののののののでは、</li> <li>のののののののののでは、</li> <li>のののののののののでは、</li> <li>ののののののののでは、</li> <li>ののののののののでは、</li> <li>ののののののののでは、</li> <li>のののののののでは、</li> <li>ののののののののでは、</li> <li>のののののののでは、</li> <li>のののののののでは、</li> <li>ののののののでは、</li> <li>ののののののでは、</li> <li>のののののののでは、</li> <li>ののののののでは、</li> <li>ののののののでは、</li> <li>ののののののでは、</li> <li>ののののののでは、</li> <li>のののののでは、</li> <li>のののののでは、</li> <li>のののののでは、</li> <li>のののののでは、</li> <li>ののののでは、</li> <li>のののでは、</li> <li>のののでは、</li> <li>ののでは、</li> <li>は、</li> <li>ののでは、</li> <li>ののではは、</li> <li>ののではは、</li> <li>ののではは、</li> <li>ののではは、</li> <li>ののでははは、</li> <li>ののでははは、</li> <li>ののでははは、</li> <li>ののでははは、</li> <li>ののでははは、</li> <li>ののでははははは、</li> <li>ののでははははははははははははははははははははははは</li></ul>	類型見直しに関し、北海道(環境生活 部環境保全課)では、平成6年環境庁 通知に基づき、現在の水質が水域類 型の上位の類型に係る基準値を達成 し、この状態が継続している水域に ついては、現在、全道的に見直しを 進めているところである。(P7参 照)
検討方法について	<ul> <li>ふるさとの川の下流部分の治水に関しては、降雨によって川が氾濫するということは千年経っても無いと思うが、高潮と津波に対する対策については、全く無防備だと思う。近年、末広町も冠水しているので、この高潮を十分考慮して部会等で検討して欲しい。</li> <li>岩保木から下流は、干潮、満潮によって川が逆流する感潮水域となっているので、観光を考える面でも、そういうことを十分考慮に入れて欲しい。</li> </ul>	• 現在実施中の釧路川改修工事では、既往最大である十勝沖地震の津波を考慮して築堤高を決めており、一部では施工を完了している。(参考図:キャッスルホテル前における計画例、P8参照)
	<ul> <li>岩保木水門は、港湾に土砂が流入するということで 閉めて運河を造ったが、80年経過した中で、あの 区域で1つの自然体というものが形成され、貴重な イトウなどの生物についても、それなりの自然環境 の中で形成されていることも十分考慮して検討し て欲しい。</li> </ul>	整備計画原案を作成する中で 検討すべき課題であり、今後、 流域委員会の中で議論する。

区分	各委員の意見等	検討方針(案)
	<ul> <li>上流部の方の本流、それからまた支流部分についても、落差工に魚道の整備をしてサケ科の魚が遡上できるようにして欲しい。</li> </ul>	今後、整備計画原案を検討していく中で、 必要に応じて魚道設置についても考慮していくことなる。なお、現時点で支川について調査したところ、落差工は9箇所あるがそのうち8箇所については魚道を設置済であり、最栄利別川の1箇所については、15年度以降(15年度予算要望中)に施工予定である。(P9釧路川水系魚道設置状況図 参照)
河川整備計画全般に対して	委員会で議論するときに、上流、中流、下流のと、大環境はできるという。たとえるは、大きると思うでは、上流と思うで異なってくると思うでは、大事ないは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	今後、釧路川水系の現状と課題を整理していく中で、左記の指摘事項について整理する。
	・ 部会では、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ はの川全域のからでした。 ・ で、 ・ で、 、 、	<ul> <li>流域のグランドデザインを検討する。(第章 章 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5</li></ul>
	・ 今回、道の方と開発局の方と初めて一緒に整備計画作りを行うということだったが、先ほどこが違うのかなという印象を正直受けていた。この釧路川流域委員会ついて、道と開発局との取り組みと、湿原再生の会議と下流の取り組みとの、一緒に行うリンクの仕方について教えて欲しい。また、川の周りに住む人たち、地場の産業とか、文化とか、教育とかに根づいた方での意見や取り組みをこの委員会の議論につなげていけるようにして欲しい。	<ul> <li>湿原再生の会議では、整備計画策定時に 当然議論されなければならない事項を、 より専門的に、かつ河川に限らず広知ルフラールの計画として独自に検討を進めて ールの計画としたができる。 をについては、今回の整備計画で取り で検討すべきるものと次期整備計画で取り をはむものに区分させる。</li> <li>国および道の管理に関係なく、水の 備計画に反映させる。</li> <li>国および道の管理に関係なく、水の 備計画にが道の管理に関係ないの 場がでである。</li> <li>国および道の管理に関係なるに して、 一体の の の の の の の の の の の の の の の の の の の</li></ul>

ては、今後、検討する。

区分	各委員の意見等	対応方針(案)			
	釧路地方は酪農王国で、過去にいろんな問題も出てきているが、できれば釧路支庁の農業の方が部会のときだけでも参加して、一緒になって考えたり、あるいは理解してもらうようなそういう機会ができないかと考えている。	• 農業等の関係機関の参加については、流域委員会の枠組みの中で連携をはかるのではなく、別途行政サイドにおいて密接な連携のもとに調整を図っていく。			

### 流域の土地利用状況

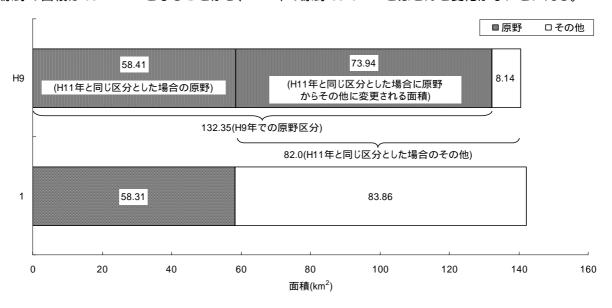


- 第1回 釧路川流域委員会資料より抜粋 -

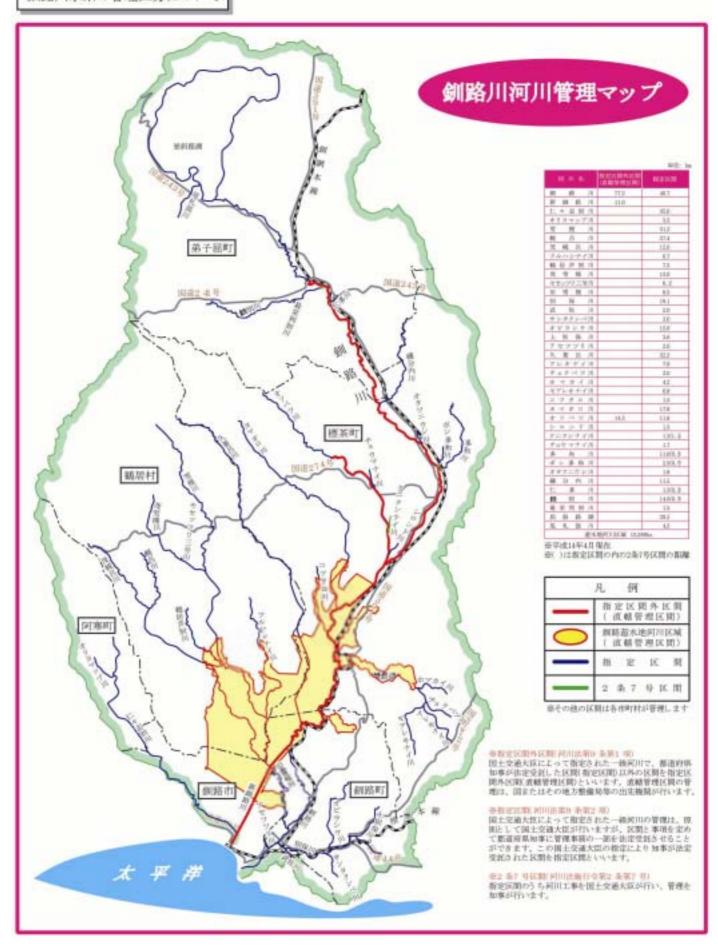
本データの出典は、「北海道市町村勢要覧」に基づき、各統計数値の出所は各市町村から提示される集計値に依存している。ここでの「湿原」は、ほぼ「原野」に計上されている。

ただし、この土地利用区分は各市町村における固定資産税課税上の地目区分に基づいていることから、厳密な意味で「湿原」という概念・定義での分類は行われていない。

このなかで原野が H9 年から H11 年に大きく減少しているのは鶴居村であり、固定資産上の地目区分で、 H9 年では湿原内の地番の存在しない地目を原野にしていたが、 H11 年ではその他に変更したためである。 なお、 H9 年を H11 年と同じ考えで分けた場合、 73.94 km²が原野からその他の区分に変更となり、 原野の面積は 58.41 km²となることから、 H11 年の原野 58.31km²とほとんど変化がないといえる。



鶴居村の原野とその他の区分



一級河川の管理は原則として国土交通大臣が行うが、区間と事項を定めて都道府県知事に管理事務の一部を委託している。主な管理区分は以下の通りである。

現 目 目	HO COO, EGHEENING, OCOO,				
の行う管理 の月う管理 の月り音 で の月り で の月り音 で の月り で の月 で の月		指定区間外区間		指定区間内	
河川整備計画の策定及び変更 河川台帳(水利台帳)の調製保管 ダム、水門、樋門傾音、堤助護停等の河川管理施設の維持管理 河川区域、河川保全区域、河川子定地、河川立体区域、河川保全立体区域及び河川子 定位体区域の指定 ダム、水門、閘門、橋その他工作物の新築等で治水上影響が著しいと認められるもの に係わる許可等 液水占用、土地占用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分 河川保全区域、河川予定地における土地の緩倒の許可等 兼用工作物の工事等の協定の締結 調査、工事等のための立ち入り等 原川敷地等の管理 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常温水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新菜、土石等の採取、 土地の短削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m <sup>3</sup> 以上又は溶液の体が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m <sup>3</sup> 以上又は溶液面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m <sup>3</sup> 以上又は溶液面積が300ha以上のがが10元のが10元のが10元のが10元のが10元のが10元のが10元のが10	項目	国土交通大臣	都道府県知事	国土交通大臣	都道府県知事
河川登橋計画の策定及び変更  河川台橋(水利台帳)の調製保管  ダム、水門、樋門通徳・堤防護岸等の河川管理施設の維持管理  河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域の指定  ダム、水門、閘門、橋その他工作物の新築等で治水上影響が著しいと認められるものに係わる許可等  流水占用、土地占用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分  河川保全区域、河川予定地における土地の短削の許可等  兼用工作物の工事等の協定の締結  調査、工事等のための立ち入り等  環別影地等の管理  河川工事の施行  特別な場合の改良工事  指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間)  異常湯水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停  異常湯水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停  異常湯水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停  異常湯水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停  東常海水時における水利使用の調整に関するよりに1元人以上の水道の下級  特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500㎡以上又は楡水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500㎡以上又は楡水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1㎡以上又は灌漑面積が300k以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1㎡以上又は灌漑面積が300k以上のかんがいのためにするもの ・現水量が1秒につき最大1㎡以上又は灌漑面積が300k以上のかんがいのためにするもの ・現水量が1秒につき最大1㎡以上又は灌漑面積が300k以上のかんがいのためにするもの ・現水量が1秒につき最大1㎡以上又は灌漑面積が300k以上のかんがいのためにする		の行う管理	の行う管理	の行う管理	の行う管理
河川台帳(水利台帳)の調製保管  ダム、水門、樋門樋管、堤防護岸等の河川管理施設の維持管理  河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域の指定  ダム、水門、開門、橋その他工作物の新築等で治水上影響が著しいと認められるものに係わる許可等  流水占用、土地占用、土地等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分  河川保全区域、河川予定地における土地の掘削の許可等  兼用工作物の工事等の協定の締結  調査、工事等の協定の締結  調査、工事等のための立ち入り等  原川敷地等の管理  河川工事の施行  特別な場合の改良工事  指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間)  異常湯水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停  異常湯水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停  異常湯水時における水利使用に関す。計可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は治水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は溶液面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が10円でき最大10m²以上又は溶液面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が10円でき最大10m²以上又は溶液面積が300ha以上のかんがいのためにする もの ・取水量が10円でき最大10m²以上又は溶液面積が300ha以上のかんがいのためにする もの ・取水量が10円でき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにする もの ・取水量が10円でき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにする もの ・取水量が10円でき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにする もの、取水量が10円でき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにする もの、現水量が10円でき最大2500m²以上の流水で減極のための指示	河川整備基本方針の策定及び変更				
ダム、水門、樋門樋管、堤防護岸等の河川管理施設の維持管理 河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域及が指定 ダム、水門、閘門、橋その他工作物の新築等で治水上影響が著しいと認められるものに係わる許可等 流水占用、土地占用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分 河川保全区域、河川予定地における土地の掘削の許可等 兼用工作物の工事等の協定の締結 調査、工事等のための立ち入り等 療川敷地等の管理 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 措定区間外の一般河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常湯水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常湯水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は絵水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は絵水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は絵水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする素も ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする表もの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする表もの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする素ものは、1m²以上又は溶膜面積が300ha以上のかんがいのためにする素は、1m²以上又は溶膜面積が300ha以上のかんがいのためにする素は、1m²以上又は溶膜面積が300ha以上のかんがいのためにする素は、1m²以上又は溶膜面積が300ha以上のかんがいのためにする表は、1m²以上又は溶膜面積が300ha以上のかんがいのためにするまたのにする素はないにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのにするまたのに対域がありまたのに対域がありまたのに対域がありまたのにするまたのに対域がありまために対域がありまたのに対域がありまために対域がありまために対域がありまたのに対域がありまために対域がありまたのに対域がありまために対域がありまために対域がありまたのに対域がありまために対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域がありに対域	河川整備計画の策定及び変更				
河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域の指定  ダム、水門、閘門、橋その他工作物の新築等で治水上影響が著しいと認められるもの に係わる許可等 流水占用、土地占用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の規削等の許可等の処分 河川保全区域、河川予定地における土地の規削の許可等 兼用工作物の工事等の協定の締結 調査、工事等のための立ち入り等 原用類性等の管理 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常温水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常温水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常温水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は絵水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m²以上の粒工業水道のためにするもの、次に対していまして、次に対していまして、表に対していまして、表に対していまして、表に対していまして、表に対していまして、表に対していまして、表に対していまして、表に対していまして、表に対していまして、表に対していましていまして、表に対していまして、表に対していましていまして、表に対していまして、表に対していまして、表に対していまして、表に対していましていましていましていましていましていましていましていましていましていま	河川台帳 (水利台帳)の調製保管				
定立体区域の指定 ダム、水門、閘門、橋その他工作物の新築等で治水上影響が著しいと認められるもの に係わる許可等 流水占用、土地占用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分 河川保全区域、河川予定地における土地の掘削の許可等 兼用工作物の工事等の協定の締結 調査、工事等の協定の締結 調査、工事等の協定の締結 調査、工事等の協定の締結 調査、工事等の協定の総合権 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土土の振開等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m <sup>11</sup> 以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m <sup>11</sup> 以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m <sup>11</sup> 以上又は揺蒸面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m <sup>11</sup> 以上又は揺蒸面積が300ha以上のかんがいのためにするもの。  洪水将等における緊急措置	ダム、水門、樋門樋管、堤防護岸等の河川管理施設の維持管理				
ダム、水門、閘門、橋その他工作物の新築等で治水上影響が著しいと認められるもの に係わる許可等 流水占用、土地ら用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分 河川保全区域、河川予定地における土地の掘削の許可等 兼用工作物の工事等の協定の締結 調査、工事等のための立ち入り等 廃川敷地等の管理 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、 土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにする もの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上又は灌漑面積が300km以上のかんがいのためにする もの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上又は灌漑面積が300km以上のかんがいのためにする もの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上又は灌漑面積が300km以上のかんがいのためにする もの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の掘りが1000m3以上のがんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上のがんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大2500m³以上のがんがいのためにするもの	河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予				
に係わる許可等 流水占用、土地占用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分 河川保全区域、河川予定地における土地の掘削の許可等 兼用工作物の工事等の協定の締結 調査、工事等のための立ち入り等 廃川敷地等の管理 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は治水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1かにつき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1かにつき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1かにつき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする もの 洪水時等における緊急措置 緊急時における乳水ダムの洪水調節のための指示 洪水が軽指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都適府県知事に通知するとともに、必要に応じ	定立体区域の指定				
流水占用、土地占用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分 河川保全区域、河川予定地における土地の掘削の許可等 兼用工作物の工事等の協定の締結 調査、工事等のための立ち入り等 廃川敷地等の管理 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時にあける水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上又は治液量のためにするもの ・取水量が1わにつき最大2500m²以上又は治液が入口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1わにつき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1わにつき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1わにつき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1わにつき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1わにつき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1わにつき最大2500m²以上のがんがいのためにするもの ・取水量が1わにつき最大2500m²以上のがんがいのためにする	ダム、水門、閘門、橋その他工作物の新築等で治水上影響が著しいと認められるもの				
河川保全区域、河川予定地における土地の掘削の許可等 兼用工作物の工事等の協定の締結 調査、工事等のための立ち入り等 廃川敷地等の管理 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大500m³以上又は増加入の地であるとの。・取水量が1秒につき最大1m²以上又は増加入の地であるとのが、100ためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする。	に係わる許可等				
兼用工作物の工事等の協定の締結 調査、工事等のための立ち入り等 廃川敷地等の管理 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は温激面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は温激面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は温激面積が300ha以上のかんがいのためにするもの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水子報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	流水占用、土地占用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分				
調査、工事等のための立ち入り等 廃川敷地等の管理 河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は200m²以上又は200m²以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大7m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・ 取水量が1秒につき最大7m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・ 、	河川保全区域、河川予定地における土地の掘削の許可等				
原川敷地等の管理  河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・ 取水量が1秒につき最大7m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・ 、	兼用工作物の工事等の協定の締結				
河川工事の施行 特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする もの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	調査、工事等のための立ち入り等				
特別な場合の改良工事 指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事 と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする もの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	廃川敷地等の管理				
指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間) 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするまの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	河川工事の施行				
と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間)  異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停  異常渇水時の水融通の承認  特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの  洪水時等における緊急措置  緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示  洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	特別な場合の改良工事				
異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、 土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにする もの ・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする もの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、 その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事				
異常渇水時の水融通の承認 特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m²以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	と一帯として施工する必要があるものを施工すること(2条7号区間)				
特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、 土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにする もの ・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m²以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする もの 洪水時等における緊急措置 緊急時における乳水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、 その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停				
土地の掘削等を含む)等 ・発電のためにするもの ・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにする もの ・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする もの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、 その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	異常渇水時の水融通の承認				
<ul> <li>・発電のためにするもの</li> <li>・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの</li> <li>・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの</li> <li>・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの</li> <li>洪水時等における緊急措置</li> <li>緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示</li> <li>洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ</li> </ul>	特定水利使用に関する許可(流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、				
<ul> <li>・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの</li> <li>・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの</li> <li>・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの</li> <li>洪水時等における緊急措置</li> <li>緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示</li> <li>洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ</li> </ul>	土地の掘削等を含む)等				
もの ・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする もの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、 その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	・発電のためにするもの				
・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの ・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする もの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、 その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	・取水量が1日につき最大2500m³以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにする				
・取水量が 1 秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする もの 洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、 その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	もの				
もの	・取水量が1日につき最大2500m³以上の鉱工業水道のためにするもの				
洪水時等における緊急措置 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、 その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	・取水量が1秒につき最大1m³以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにする				
緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、 その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	もの				
洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、 その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	洪水時等における緊急措置				
その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ	緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示				
	洪水予報指定河川:洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、				
報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる(釧路川では本川が対象)。	その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ				
	報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる(釧路川では本川が対象)。				

### 環境基準類型指定に係る手続きについて

#### 1.環境基準

環境基準とは、環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件 につき人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(昭和 46.12.28環告59)

#### 2.類型指定見直しに係る手続き

前年度までに指定すべき水域を決定

環境科学研究センター(以下センター)と採水調査計画について打ち合わせ

採水調査の要綱決定(回数・調査等)

採水作業等について支庁と打ち合わせ

市町村への類型見直しに係る説明及び周辺基礎データの提供依頼 (人口、特定施設、農業、その他汚濁負荷量)

現地における採水調査(センター、支庁、本庁)の実施

基礎データ、調査データをもとにセンターで予測解析 汚濁負荷の実態により、1年で解析できる場合あるいは2年にわたる場合がある

類型見直し案策定(センター、本庁)

知事から環境審議会へ諮問

環境審議会水環境保全部会の開催通知

部会開催。類型見直し案の承認

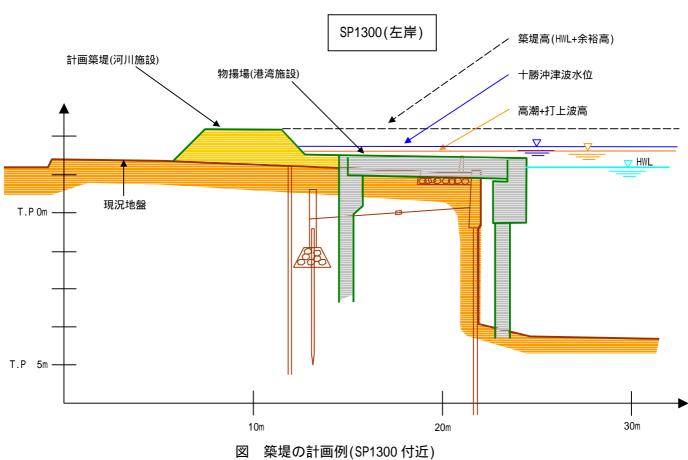
審議会から知事への答申

答申に基づき、知事による決定。広報登載

環境省へ報告

## 下流域の高潮対策





本計画では、 HWL+余裕高(1.0m)、 高潮+打上波高、 津波の既往最大(十勝沖: S27.3.4)水位の3ケースを比較し、3つの条件を満たす の条件により、築堤を設置する計画となっています。

